

○倉敷市国際交流協会補助金交付要領

平成29年1月4日

(目的)

第1条 この要領は、倉敷市国際交流協会（以下「協会」という。）に対し、予算の範囲内において補助金を交付することにより、本市における国際平和交流、多文化共生及び国際協力・貢献活動を推進することを目的とする。

2 補助金の交付に関しては、倉敷市補助金等交付規則（昭和43年倉敷市規則第30号）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(補助金の対象経費)

第2条 補助の対象とする経費は、協会の事業に要する経費のうち次に掲げるものとし、市長が適当と認めるものについて交付する。ただし、国内事業費、国際交流員雇用事業費のうち、交際費及び食料費に関するものは除く。

(1) 国外事業

(2) 国内事業

(3) 国際交流員雇用事業

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、補助対象経費の10分の10とし、補助限度額は予算の範囲内で市長が必要かつ適当と認める額とする。

(交付申請)

第4条 協会は、補助金の交付を受けようとするときは、交付申請書に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 事業計画書

(2) 収支予算書

(3) 協会規約

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金交付の決定)

第5条 市長は、前条の規定により交付申請があったときは、審査のうえ、補助金の交付を決定し、速やかに所定の通知書により協会に通知するものとする。

(補助金の交付)

第6条 市長は、補助金を分割して交付することができる。

(実績報告)

第7条 協会は補助事業を完了したときは、実績報告書に次に掲げる書類を添えて、市長に報告しなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の返還)

第8条 市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業等の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

2 市長は、協会に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて確定額を超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

(補助事業の経理等)

第9条 協会は、補助事業の経理に係る帳簿及び証拠書類を補助金の交付を受けた日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(見直し手続き)

第10条 市長は、本補助金交付要領の運用状況及び実施効果等を勘案し、施行後5年以内に見直しを行うものとし、以後5年ごとに見直しを行うものとする。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成29年1月4日から施行する。

この要領は、平成30年4月1日から施行する。